

○最低制限価格制度取扱要綱

平成22年2月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、契約規程（昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第8号）第14条の規定に基づく調査基準価格、第15条の規定に基づく最低制限価格及び低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）第4条の規定に基づく失格基準価格を定める際に、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、低入札価格調査制度取扱要領第2条に規定する契約を除く次の各号に掲げるものとする。

- (1) 競争入札に係る工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる工事をいう。）のうち、設計金額が世界貿易機関(WTO)の政府調達に関する協定に定める地方政府機関適用基準額未満の契約
- (2) 競争入札に係る計画調査委託（調査、測量、設計等の業務委託）の契約
- (3) 競争入札に係る製造の請負、工事監理業務委託、造園整備業務委託、建物清掃業務委託、施設及び設備の保守を含む運転管理委託、警備業務委託（機械警備を除く。）並びに総合建物管理業務委託の契約

(最低制限価格の算出方法等)

第3条 前条第1号に規定する工事の最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき計算した次の各号に掲げる額（1円未満の端数切り捨て）の合計額に100分の110を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて100分の99で除して得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて100分の99で除して得た額とする。）に、100分の99から100分の100の範囲内で予定価格の決定者が抽選により決定した数を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

2 前条第2号に規定する計画調査委託の最低制限価格は、業務の種類に応じて、別表に定める最低制限価格の算定割合を各算定項目に乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額に100分の99から100分の100の範囲内で予定価格の決定者が抽選により決定した数を乗じて得

た額（1円未満の端数切り捨て）とする。

3 前条第3号に規定する契約のほか、工事等の性質上、前2項の規定により難いものの最低制限価格は、同2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格に当該各号に定める範囲内で予定価格の決定者が抽選により決定した数を乗じて得た額とする。

- (1) 前条第1号に規定する工事 100分の75から100分の80の範囲
- (2) 前条第2号に規定する計画調査委託 100分の70から100分の75の範囲
- (3) 前条第3号に規定する契約 100分の70から100分の75の範囲

（入札参加者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあたっては入札の公告において、指名競争入札にあたっては入札心得書において、最低制限価格を設定している旨を明記しなければならない。

（入札の執行）

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とする。

2 前項の失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 抄

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年8月8日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

1 この要綱は平成25年9月30日から施行する。

2 改正後の100分の108の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号。以下「新消費税法」という。）が適用される契約に適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

3 改正後の10分の5.5の規定は、平成25年10月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年2月26日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、改正後の第3条第1項及び別表の規定は、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

2 この要綱による改正後の最低制限価格制度取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月23日から施行する。

2 この要綱による改正後の最低制限価格制度取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の最低制限価格取扱要綱の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号。以下「新消費税法」という。）が適用され

る契約に適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の最低制限価格制度取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業種区分	算定項目	算定割合	算定項目に含まれる費用
測量業務	直接測量費	100分の100	直接測量費
	測量調査費	100分の100	測量調査費
	諸経費	100分の48	間接測量費、一般管理費等
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	直接人件費
	特別経費	100分の100	特別経費、特別量加算額、加算業務
	技術料等経費	100分の60	技術料等経費
	諸経費	100分の60	直接経費、間接経費
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	直接人件費
	直接経費	100分の100	直接経費積上計上
	その他原価	100分の90	直接経費率計上等
	一般管理費等	100分の48	一般管理費等
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	直接人件費
	直接経費	100分の100	直接経費
	その他原価	100分の90	直接経費率計上等
	一般管理費等	100分の45	一般管理費
地質調査業務	直接調査費	100分の100	直接調査費
	間接経費	100分の90	間接調査費
	解析等調査業務費	100分の80	解析等調査業務費
	諸経費	100分の45	諸経費